

『モバイル市場の競争環境に関する研究会』

- 省令に関する意見 -

(通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止関係)

2019年5月30日
ソフトバンク株式会社

1. 対象サービスについて
2. 通信と端末の分離の在り方について
3. 行き過ぎた囲い込みの禁止について
4. 対応期日について
5. その他

- 1. 対象サービスについて**
2. 通信と端末の分離の在り方について
3. 行き過ぎた囲い込みの禁止について
4. 対応期日について
5. その他

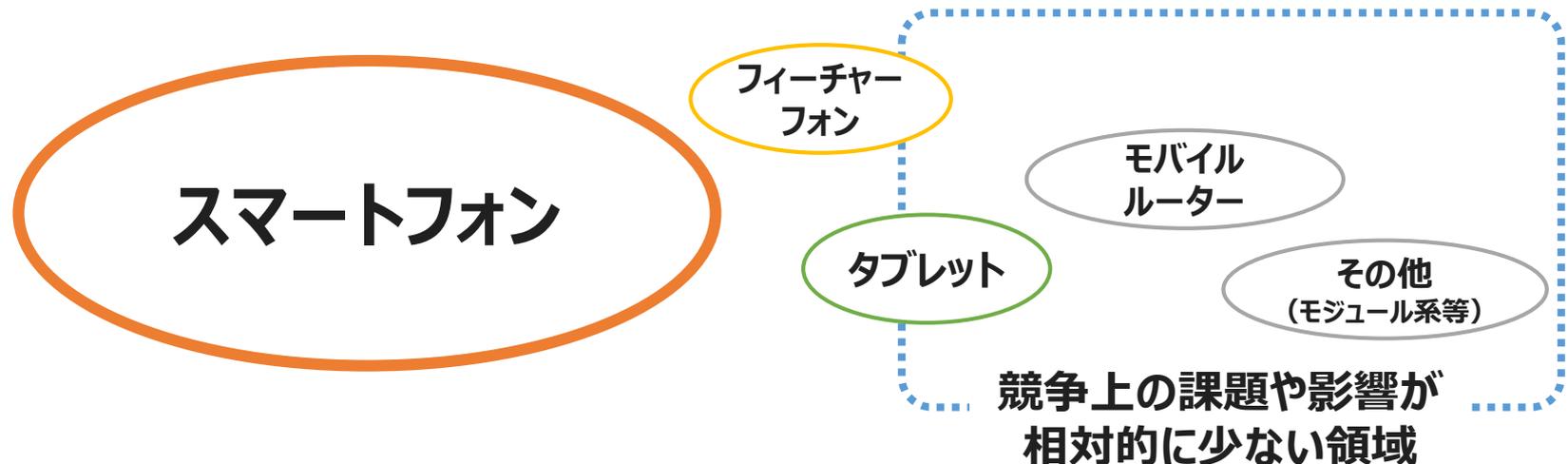
改正法の趣旨を踏まえ、スマートフォンに対するルール適用をベースとし、**過剰な範囲にまで「禁止行為」という強い規制が課されないよう要望**

【改正法（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為（第27条の3））の規定より】

「電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して**電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの**」

対象とすることが必要なものを個別に指定

市場規模と隣接市場のイメージ



法人相対に対する「禁止行為規制」適用は過剰 (市場の発展やサービスの柔軟な提供を阻害する懸念)



法人はリテラシーが高く、
提供条件の工夫により
多様な割引要求に応えている

既存契約で
追加回線の提供条件を
コミット済

法人は契約に
必要な書類※が存在
(個人の「抜け道」利用は不可)

※登記簿、法人印、
担当者の本人確認書類・在籍確認書類

※仮に違反があった場合でも相対契約のため、発覚し難いという運用面の課題も存在

1. 対象サービスについて
- 2. 通信と端末の分離の在り方について**
3. 行き過ぎた囲い込みの禁止について
4. 対応期日について
5. その他

禁止すべき「利益の提供」について①

「通信役務の一定期間の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益提供」（「利益提供の上限」）については、**明確な基準を要望**

案		基準	評価/課題など
現行ルール (通信事業者)		2年前先行同型機種 の下取り価格	<ul style="list-style-type: none"> 利益提供の額が大きい 販売店の独自施策が外数として可能
新ルール案 (通信事業者 + 販売店)	案1	直近先行同型機種 の下取り価格	<ul style="list-style-type: none"> 利益提供の額は（現行案より）減少 先行同型機種がない場合の基準策定要
	案2	割引上限を規定 (X%まで)	<ul style="list-style-type: none"> 利益提供の額は基準値に依る 基準が明確でわかりやすい 高価格端末ほど割引額が大きくなる
	案3	割引上限を規定 (Y円まで) ※韓国方式に類似	<ul style="list-style-type: none"> 利益提供の額は基準値に依る 基準が明確でわかりやすい 端末価格の高低に依らず割引額が一律

その他「利益提供」の各論点については下記のとおり

①利益の上限の分担 (事業者と代理店)



「利益提供の上限」総額を規定し、
事業者と代理店による
利益の提供の配分を柔軟に
変更可能とすることを要望

(個別の上限額の設定根拠策定も困難)

②型落ち端末 (在庫処理)



発売開始からXか月経過^{※1}
or
現状運用^{※2}を要望

※1:韓国では15か月

※2:事業者最終調達時期や在庫数
から判断

③マイグレーション (世代移行・周波数移行等)



事業者都合のため、
消費者保護の観点から、
端末無償提供の許容を要望

利益提供にかかる「抜け道」対策については要検討

① 端末メーカーの活用



事業者が原資を拠出し
端末メーカーから購入者へ還元



メーカーに対する
奨励金拠出があれば報告？

② 端末の定価を調整



端末販売の定価を
調達価格以下に設定



事業者間の定価を
比較し著しく低いものは
調達価格等を検証？

③ SIMのみ契約の活用

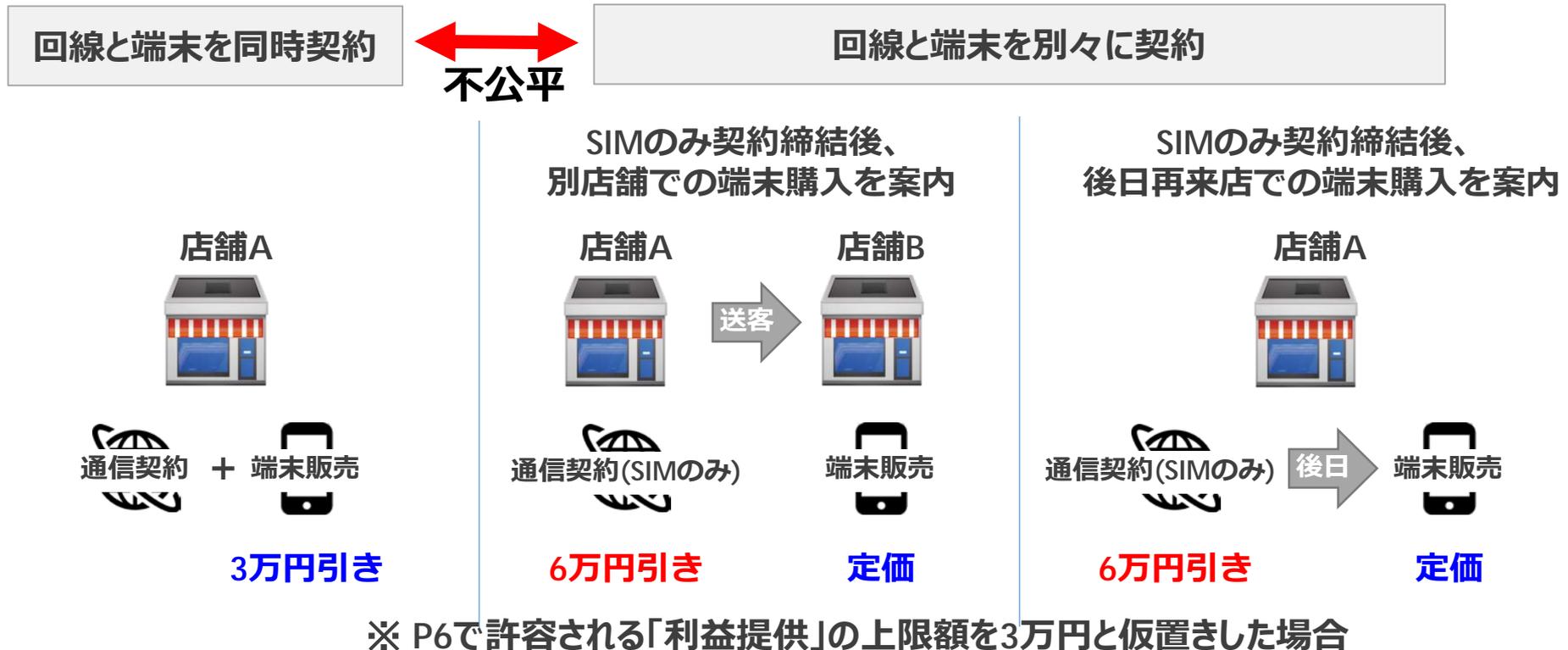


**詳細
次頁**

禁止すべき「利益の提供」について④

SIMのみ契約で値引し、端末は別で契約という手法 (=実質端末購入補助)が横行する可能性

※SIMのみ契約の無制限な割引は新規契約者と既存契約者との間の不公平も生じる



SIMのみ契約も端末購入時の割引上限と同額のルール適用が適当

※改正法第27条の3にある「その他電気通信事業者間の適正な競争環境を阻害するおそれがある利益の提供」として規制すべき

1. 対象サービスについて
2. 通信と端末の分離の在り方について
- 3. 行き過ぎた囲い込みの禁止について**
4. 対応期日について
5. その他

期間契約の有無による料金差

料金設定の自由度を規制により制限することには原則反対
(期間契約有無の料金差については、縮小の検討を本研究会でも報告済み)

【改正法（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為（第27条の3））の規定より】

「二（略）、当該契約の解除を行うことを**不当に妨げることにより**電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害する恐れがあるものとして総務省令で定める（略）」

禁止行為とする要件には「不当性」が求められている
= 禁止行為として料金規制を行うことの効力の強さに配慮



**一定のルール化を図る場合、海外事例や他業界事例※も参考とし、
月額料金総額の10%台以上の料金差として頂くことを要望**

※次頁参照

【参考】期間契約における海外事例、他業界事例

12

海外電気通信事業者		契約期間	月額料金（2GB利用時）		割引率	（参考）解除料徴収の考え方
			期間契約なし	期間契約あり		
イギリス	O2	1年	€19	€12	37%	残契約月数分の料金をベースに請求
	EE	1年	€24	€17	29%	残契約月数分の料金をベースに請求
	Vodafone	1年	€17	€15	12%	残契約月数分の料金をベースに請求
フランス	Orange	1年	なし	€16.99	—	?
	SFR	1年	なし	€35	—	残契約月数分の料金をベースに請求
ドイツ	O2	2年	€29.99	€24.99	17%	?
	Blau	2年	€9.99	€7.99	20%	?
韓国	SKT	1年or2年	₩43,000	₩32,250	25%	累積割引額をベースに請求
	KT	1年or2年	₩49,000	₩36,750	25%	累積割引額をベースに請求

他業界		単価 (鉄道は初乗り)	利用期間	定期利用		割引率
				無し	有り	
鉄道	JR東日本	¥133	6か月	¥48,545	¥18,620	62%
	東京メトロ	¥165	6か月	¥60,225	¥33,160	45%
購読	週刊ダイヤモンド	¥710	2年	¥71,000	¥44,700	37%
	月刊プレジデント	¥750	2年	¥33,120	¥21,000	43%
ゲーム	PS Plus	¥476	1年	¥5,712	¥4,762	17%
ECサイト	amazonプライム	¥500	1年	¥6,000	¥4,900	18%

※当社調べ

契約解除料の水準

現状でも「行き過ぎた囲い込み」とされる水準ではない認識

途中解約による逸失利益の一部を請求(市場価格を考慮し、実際の逸失利益を大幅に下回る)



一定のルール化を図る場合、以下の配慮を要望

- ① 禁止行為としての上限規定の効力の強さから、**過剰に厳格な基準としないこと**
(商慣習として合理的範囲での水準が否定されないこと)
- ② **同一サービスのプラン間においては同一水準を認めること**
(解約直前のプラン変更による低廉な解除料での解約を防止する観点)

【囲い込み効果を現状より抑制する観点で政策的に水準を下げる案】

案	基準	具体的算定式	水準イメージ
案1	2年契約を行わなかった場合の月額料金相当額(累積割引額)を負担する水準	期間契約有無による料金差 ×2年以内解約者の平均利用月数	構成員限り
案2	残存期間の利益相当額を負担する水準	ARPU×営業利益率 ×2年以内解約者の平均残存期間	

1. 対象サービスについて
2. 通信と端末の分離の在り方について
3. 行き過ぎた囲い込みの禁止について
- 4. 対応期日について**
5. その他

対応期日

以下の理由により、下表のとおりの一部猶予を頂きたい

- ① 詳細条件が現時点で未確定
- ② 対象範囲によってはプラン新設等の対応が極めて広範に渡る

		スマートフォン	スマートフォン以外 (対象として指定されたデバイス)
分離	<ul style="list-style-type: none"> • 端末購入条件の通信料割引の禁止 	<p style="text-align: center;">施行日(最短10/1?) までの対応を目指し 検討中</p>	<p style="text-align: center;">年度末までの対応 とさせて頂きたい※</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • その他省令で定める利益提供の禁止 		
期間拘束	<ul style="list-style-type: none"> • 契約期間の上限 • 2年契約有無による料金差 • 解除料の上限 • 自動更新の選択 		<p>(加えて、「自動更新なしプラン」の提供義務は特定のデバイスに限定して頂くことを要望)</p>

※ 過去のルール導入時までの猶予期間はルール決定から平均1年弱程度
(2年契約の更新月延長：9か月、MNPのWeb受付：11か月、中古端末SIMロック解除：15か月)

1. 対象サービスについて
2. 通信と端末の分離の在り方について
3. 行き過ぎた囲い込みの禁止について
4. 対応期日について
5. その他

質問事項	回答
通信料金と端末代金の完全分離関係	
現行ガイドラインにおける例外（廉価端末）について、どう考えるか	<p>廉価端末については、「下取り機種」を参考にする場合等においては、現状のガイドライン同様に例外措置の規定が必要と考えます。</p> <p>他方、利益提供可能な金額が相応の額（固定額）に制限される場合には、例外規定が不要になる可能性もあると考えます。</p>
割引、キャッシュバック、ポイントの付与など、禁止すべき「利益の提供」の形式について、どう考えるか	<p>現行ガイドラインと同等とすることが適切と考えます。</p>

質問事項	回答
<p>行き過ぎた囲い込みの禁止</p>	
<p>期間拘束の自動更新について、どう考えるか</p>	<p>モバイルルーターやキッズフォン、シニアフォン等の商材については、競争上の課題が少ないことから、自動更新のないプランの新設がなくとも許容されるべきと考えます。</p>
<p>最低利用期間を有する通信契約の扱いについて、どう考えるか</p>	<p>キャッシュバック等を目的に短期間で他社にのりかえるキャリアホッピング抑制のために、必要と考えます。</p>
<p>「期間拘束を伴う通信契約」ではない拘束性のある提供条件（長期利用割引など）の扱いについてどう考えるか</p>	<p>長期利用割引そのものに期間の拘束性があると考えており、期間契約をルール化する場合は、長期利用割引についても一定のルール化を行うことが必要と考えます。（ルール対象外とする場合、既存顧客や長期に渡り契約継続している顧客を多く有する市場市配力の高い事業者が有利となるため）</p>

質問事項	回答
<p>既往契約の扱い</p>	
<p>既往契約に関し、施行日以降の更新・条件変更について、どう考えるか</p>	<p>強制的に新プランを適用させた場合、改悪となる事例（月月割の割引終了等）も発生するため、法施行後においても、現行プラン内のデータ容量の変更や条件の変わらない自動更新時は、既存条件を継続できる（強制的に新プランに移行させない）ことが必要と考えます。</p>
<p>新法に適合する契約への移行を促すための措置について、どう考えるか</p>	<p>現在も提供中の、最適料金プラン案内等を活用し、移行促進を図ることを予定しています。</p>
<p>既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行する場合の扱いについて、どう考えるか</p>	<p>利用者の発意による移行であることから、既往契約及び新規契約それぞれの提供条件に従って移行されるべきものと考えます。</p>
<p>3Gサービスについて、どう考えるか</p>	<p>3GサービスやPHS等の終了予定サービスについては、今後利用者の減少が明らかであり、新プラン等への移行促進も進むこと、システム対応による負荷等が大きいことなどを考慮し、対象外にすべきと考えます。</p>

質問事項	回答
その他	
<p>駆け込みへの対応について、どう考えるか</p>	<p>新ルール施行前の駆け込み乱売抑止の観点で、対象事業者や代理店に対して、総務省殿から要請等の発信を行うことが考えられます。</p>
<p>固定BBと同様の形態で用いられる端末について、どう考えるか</p>	<p>固定BB代替ルーターは固定通信市場の商材であることから、公正競争への影響を考慮し、対象外とすべきと考えます。 なお、当社のSoftBank Airは利用エリアに対する厳格な運用管理を行い、固定利用を担保しています。</p>

質問事項	回答
その他	
通信モジュールについて、どう考えるか	通信モジュールは、競争上の課題の少ない市場であること及び、端末機能と組合せた様々なソリューションが提供されていること（今後5Gでさらに多様な利用形態やサービスの進展が期待）から、対象外とすべきと考えます。
その他留意すべき事項はあるか	本規制の対象は、事業者単位で指定することとし、ごく一部の極小の加入者しか有しない事業者（例：事業者単位で累計10万加入者未済等）を除き、原則MVNO含め、すべての移動電気通信役務を提供する事業者を対象とすべきと考えます。
他社利用者の乗換えに際して発生する違約金を自社で負担するような施策を実施しているか	実施しています。